

下水道まつりが開催されます



大滝根水環境センターにおいて、下水道まつりが開催されます。ご当地アイドル「マジカルバルーンYES」ショーなどの楽しい催しや、美味しい食べ物もありますので、皆様のご来場をお待ちしています。

◆開催日時

9月6日(日)
午前10時～午後3時

◆開催場所

大滝根水環境センター
(船引町春山字赤間田
154-3)

◆内容

- ・ポスターコンクール表彰式
- ・マジカルバルーンYESショー
- ・水育体験
- ・木工フラフト体験
- ・缶バッジ製作体験
- ・竹水鉄砲作り体験
- ・下水道クイズラリー
- ・エアー遊具
- ・施設見学会
- ・微生物観察
- ・広報ビデオ上映
- ・模擬店 など

●問い合わせ

大滝根水環境センター
建設部 下水道課
☎82-4305
☎81-2512

下水道使用上のマナー

下水道は、何でも流せるといふものではありません。「ちよっとくらいなら…」という軽い気持ちで、下水道管の詰まりや下水道処理施設の機能低下につながり、他の人に迷惑をかけることになり得ます。下水道は、自然や人々の生活環境を良くするための公共財産です。下水道を使用する一人ひとりが、マナーを守って正しく使いましう。

●野菜くずや残飯は流さない
台所の調理くずは、燃えるごみとして捨てるか、コンポストなどで土にかえしましょう。

●使った油は燃えるごみへ
調理後の油は、そのまま排水口に流さず、新聞紙や布に染み込ませるか、固めて、燃えるごみとして捨てましょう。

●トイレに流すのは水に溶ける紙だけ
トイレトイレットペーパー以外の紙や異物は、トイレに流さないようにしましょう。(例：紙おむつ、生理用品、ビニール、ティッシュ・フェイスペーパー・ガム・たばこなど)

●髪の毛を流さない
毛髪や石けんなどの固形物は、目ざらなどを用いて排水口から取り除き、流さないようにしましょう。

●危険物は絶対に捨てない
揮発性の高い危険物を流すと、下水道管の中で爆発したり、管を損傷させたりすることがありますので、絶対に流さないでください。(例：ガソリン、灯油、薬品、アルコール類など)

●問い合わせ

建設部 下水道課
☎81-2512

防災行政無線電話自動応答システムの運用が始まります

防災行政無線電話自動応答システムとは、特定の電話番号に連絡することで、防災行政無線放送の内容を再度聞くことができるシステムです。防災行政無線放送を聞き逃した際や、風雨のために聞き取りづらい場合などにご活用ください。

なお、防災行政無線の放送時間から24時間を過ぎると、自動的に次の放送に更新されますのでご注意ください。

なお、料金は通常の通話料金となります。

- 自動電話応答システム電話番号 82-0200
82-0035

※どちらの番号も同じ内容の放送です。

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272

後期高齢者医療被保険者の皆様へ

平成27年度の保険料軽減の改正 & 便利なコンビニ納付開始

26年度と同じ保険料率で計算した27年度保険料は、8月中旬頃にお知らせします。所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方に対する「保険料の軽減」は、一部改正があります。詳しくはお問い合わせください。

●保険料率

≪平成26・27年度≫

$$\begin{matrix} \text{年額保険料} \\ \text{限度額 57万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{41,700円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額} (\ast 1) \times 8.19\% \end{matrix}$$

※1 総所得金額などから33万円(基礎控除額)を差し引いた額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

●保険料の軽減(平成27年度改正)

≪均等割額の軽減≫

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減割合	軽減後の年額
33万円以下で、被保険者全員が公的年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,170円
33万円以下で、9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6,255円
【変更前】33万円+(24万5千円×被保険者の数)以下 【変更後】33万円+(26万円×被保険者の数)以下	5割	20,850円
【変更前】33万円+(45万円×被保険者の数)以下 【変更後】33万円+(47万円×被保険者の数)以下	2割	33,360円

◆世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定の対象となります。

≪所得割の軽減≫

被保険者の所得	軽減割合
所得-33万円=58万円以下	5割

≪被用者保険の被扶養者にかかる軽減≫

後期高齢者医療制度へ加入する前日において、被用者保険(※2)の被扶養者であった方は、均等割が9割軽減となり、所得割が無料となります。

※2 国民健康保険と国民健康保険組合を除く健康保険(健康保険組合・共済組合など)

●保険料の納付場所(納付書払いの方のみ)

市役所および各行政局、市指定金融機関、市収納代理金融機関、ゆうちょ銀行または郵便局(東北六県に限る)、コンビニエンスストア(取扱期限を超過したものは取り扱いできません。)

☎市民部 市民課 ☎82-1112